

富谷市地域スポーツクラブ・地域文化芸術クラブ設立支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、補助金等交付規則（昭和61年富谷町規則第2号。以下「規則」という。）の規定に基づき、富谷市地域スポーツクラブ・地域文化芸術クラブ設立支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定め、富谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）において、適切かつ公正に運用するための基準を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、富谷市地域スポーツクラブ・地域文化芸術クラブ（以下「地域クラブ」という。）とは、富谷市地域スポーツクラブ・地域文化芸術クラブ認定制度により教育委員会の認定を受けた団体をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象になる者（以下「補助事業者」という。）は、別表富谷市地域スポーツクラブ・地域文化芸術クラブ補助金申請要件確認書記載の項目が全て合致する地域クラブの代表者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、部活動の地域展開に伴う地域クラブの設立に関わる事業（以下「補助事業」という。）に要した費用のうち、賃金、諸謝金、旅費（交通費）、借損料、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費及び委託費とする。

(補助金の額及び交付回数)

第5条 補助金の限度額は、1団体につき上限10万円とする。

2 補助金の交付回数は、1団体につき1回までとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 富谷市地域スポーツクラブ・地域文化芸術クラブ設立支援補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 富谷市地域スポーツクラブ・地域文化芸術クラブ設立支援補助金事業計画書（様式第2号）又はこれに代わる書類
- (3) 収支予算書（様式第3号）又はこれに代わる書類
- (4) 富谷市地域スポーツクラブ・地域文化芸術クラブ補助金申請要件確認書
- (5) 振込口座確認書

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請が適当であると認めたとき、補助金の交付を決定し、申請者に通知する。

(変更申請等)

第8条 補助事業者が、前条の交付決定を受けた後、補助金の内容の変更又は補助事業に要する経費の変更をする場合においては、富谷市地域スポーツクラブ・地域文化芸術クラブ設立支援補助金交付（内容・経費）変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更にあつてはこの限りではない。

2 補助事業者が、前条の交付決定を受けた後、補助事業を中止又は廃止する場合においては、富谷市地域スポーツクラブ・地域文化芸術クラブ設立支援補助金交付中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(状況報告)

第9条 市長は、必要があると認めたときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況について報告を求め又は必要な調査を行うものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 富谷市地域スポーツクラブ・地域文化芸術クラブ設立支援補助金実績報告書（様式第6号）
- (2) 収支決算書（様式第7号）
- (3) 富谷市地域スポーツクラブ・地域文化芸術クラブ設立支援補助金事業計画書（様式第8号）又はこれに代わる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の書類の提出期限は、補助事業等の完了若しくは廃止の承認の日から1月を経過した日又は交付決定のあった日の属する市の会計年度の翌年度の4月30日のいずれか早い日までとする。

(補助金の交付方法)

第11条 補助金の交付方法は、規則第15条ただし書きの規定により概算払とする。

(補助金の返還等)

第12条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の一部若しくは全部を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部の返還の期限を定めて命ずることができる。

- (1) 虚偽の記載その他不正の手段によって補助金の交付決定を受けたとき
- (2) 地域クラブとしてふさわしくないと認められるとき

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に適用される。